

領域に関する基礎的概念の整理

平成 30 年 5 月 30 日

水野光朗

1. 本講の目的

1. 領域に関する基本的概念を整理する。とりわけ、最近日本をめぐる領域（領土）問題が注目され、学校教育（小学校、中学校、高等学校）においても、領土教育の重要性が強調されている。また、中国の海洋進出とともに、中国をめぐる領域（領土）問題も注目されている。
2. 歴史学ではなく、法学（国際法学）からのアプローチをとる。

ごく基本的な定義

主権	sovereignty	領域に対する統治権
主権的権利	sovereign rights	特定の事柄についてだけ他を排除する、ほかの利用を排除するという権利
管轄権	jurisdiction	法（多くの場合、国内法）を制定し、執行する権利

2. 領域

領土 + 領海 + 領空 = 領域

かつて、領域が必ずしも明確ではない地域が存在したこともある。例) 東アジア、イスラム

3. 領土

主権が及ぶ陸の範囲

海に面した陸：低潮線

4. 領海

	基線からの距離	
内水 internal waters	—	主権が及ぶ。ただし直線基線が従来内水と見なされていなかった水域を内水として取り囲むことになる場合、外国船舶は無害通航権を有する。
領海 territorial waters	12 カイリ (例外あり)	主権が及ぶ。
接続水域 contiguous zone	24 カイリ	沿岸国が、領土・領海の通関上、財政上、出入国管理上、衛生上の法令違反の防止及び違反処罰のために必要な規制をすることが認められた水域
排他的経済水域 Exclusive Economic Zone	200 カイリ	1. 天然資源の開発等に係る主権的権利、2. 人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権、3. 海洋の科学的調査に係る管轄権、4. 海洋環境の保護及び保全に係る管轄権、が沿岸国に認められる海域
公海 international waters	200 カイリ以上	いずれの国の管轄権にも含まれない海域

大陸棚

基線からその外側 200 カイリまでの領海を除く海域の海底及びその下で、沿岸国にたいして、1. 天然資源の開発等に係る主権的権利、2. 人工島、設備、構築物の設置及び利用に係る管轄権が、認められている。

「島」と「岩」

海洋法に関する国際連合条約 第 121 条

第一百二十二条 島の制度

1 島とは、自然に形成された陸地であって、水に囲まれ、高潮時においても水面上にあるものをいう。

2 3 に定める場合を除くほか、島の領海、接続水域、排他的経済水域及び大陸棚は、他の領土に適用されるこの条約の規定に従って決定される。

3 人間の居住又は独自の経済的生活を維持することのできない岩は、排他的経済水域又は大陸棚を有しない。

1) 人工的に埋め立てた「島」(人工島)は、条約上、「島」ではない。

2) 「岩」は、領海と接続水域を有する。

無害通航権

海洋法に関する国際連合条約 第19条

第十九条 無害通航の意味

1 通航は、沿岸国の平和、秩序又は安全を害しない限り、無害とされる。無害通航は、この条約及び国際法の他の規則に従って行わなければならない。

2 外国船舶の通航は、当該外国船舶が領海において次の活動のいずれかに従事する場合には、沿岸国の平和、秩序又は安全を害するものとされる。

(a) 武力による威嚇又は武力の行使であって、沿岸国の主権、領土保全若しくは政治的独立に対するもの又はその他の国際連合憲章に規定する国際法の諸原則に違反する方法によるもの

(b) 兵器(種類のいかんを問わない。)を用いる訓練又は演習

(c) 沿岸国の防衛又は安全を害することとなるような情報の収集を目的とする行為

(d) 沿岸国の防衛又は安全に影響を与えることを目的とする宣伝行為

(e) 航空機の発着又は積込み

(f) 軍事機器の発着又は積込み

(g) 沿岸国の通関上、財政上、出入国管理上又は衛生上の法令に違反する物品、通貨又は人の積込み又は積卸し

(h) この条約に違反する故意のかつ重大な汚染行為

(i) 漁獲行為

(j) 調査活動又は測量活動の実施

(k) 沿岸国の通信系又は他の施設への妨害を目的とする行為

(l) 通航に直接の関係を有しないその他の活動

5. 領空

領土と領海の上の空間。領空がどの高さにまで及ぶのかについては、不明確。

6. 現在、詳細が規定されていない領域

宇宙空間、サイバー空間

7. 権利の創設と権利の存続

権利の創設と、権利の存続を峻別する必要性がある。例えば、科学的な調査隊を1回派遣し、その後何もしなかった場合、当該調査隊を派遣したという事実を権原として、主権の存在を証明することはできない。

「発見だけでその後の行為がないときは、現在では… 主権を証明するのに十分ではない」

横田喜三郎著、『国際判例研究 III』、有斐閣、1981年、202ページ。

8. 地図

「地図は、たんに指示（indication）を提供するだけである。それもきわめて間接な指示を提供するだけである。法的文書に付属している場合を除いて、権利の承認や放棄を引き起こすところの、法的文書としての価値をもたない。」

同書、179ページ。

